

【まちづくり推進会議の課題について】**・・・委員の構成など・・・**

まちづくり推進会議の公募委員については「寒川町審議会等の委員の公募に関する規則」などにより選出されますが、出向母体のある「あて職」の委員選出については、基準や規則が不明瞭だと感じます。

また、まちづくり推進会議だけでなく、その会議の目的に沿ってどのような組織から出向してもらうのが良いのか検討することも、議論の密度を高めるためには必要です。

さらに今年度のように、あて職委員が任期途中で出向母体からの籍をはずれた場合などは、会議の進行に支障をきたすことを考えれば何かしらの対策をとらなければなりません。

一般公募の委員が他の審議会などに比較して 6 名と多く、町民の自発的な参加であり望ましい姿です。その他にも委員の選出にあたっては定年をむかえた方で経験や知識が豊富な人材を対象とするなど、まちづくりに精通した人材を引き出していくことも重要だと考えます。

また、まちづくり推進会議に 2 名の町会議員の方が委員として参加している意味や役割を明らかにしておくことも大切です。今回提出した二つの規則案は、議会への報告というステップが必要という見解で制定スケジュールが遅れています。議会や委員会への報告や、それに対する要望意見をやりとりする役割が無いのであれば、それはそれで位置づけや意義をはっきりさせておくべきだと考えます。

・・・庁内の対応について・・・

平成 19 年 4 月に寒川町自治基本条例が施行されていながら、条例に対する認識に庁内で温度差があるのではないのでしょうか。条例策定段階からその内容については庁内の会議で周知されてきたはずですが、そうであるならば自治基本条例の運用にともない早急に必要な規則案(「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(案)」と「寒川町パブリックコメント手続に関する規則(案)」)の整備はごく自然な流れであり、町職員への説明や議会への報告などに手間取ること自体が不自然に感じられました。必要だからこそ制定された自治基本条例に則り、町民と町が協働でまちづくりを進めていくという認識をまずは庁内で再確認して取り組まなければなりません。

・・・推進会議の運営など・・・

会議の運営面では、専門家や町会議員などがもっとイニシアチブを発揮する機会を設けたり、オリエンテーションも含めこの町や行政の実態を委員が知るための勉強会の開催なども有効だと考えます。

まちづくり推進会議の年 3 回という開催回数については、それが多或少ないというよりもまちづくり推進会議の最初の会議で、2 年の任期の最終的な目標を決め委員の皆さんにそれを共通の認識として持っていただくことが重要でしたし、その部分に時間を割くべきでした。その目標が決まれば、到達するためのスケジュールが決まり、必要な開催回数を知る事ができます。

また、自治基本条例に基づいて、現状を踏まえ課題を見出して、どう解決するかという議論をするにはそれなりの予備知識が必要で、推進会議開催の前にオリエンテーションなどの十分な学習の機会が必要だと強く感じています。

会議の運営をスムーズにするために設けられた幹事会の役割は大きく、推進会議の間に開催をすることでテーマや方向性の整理、課題の細部の検討などが非常にスムーズに出来ると感じました。推進会議の限られた時間を有効に使える仕組みとして今後も大切な役割を担うと考えます。

ただ、現在は会長がオブザーバーとなり幹事会から提言をされるのみの立場にあり、副会長には開催の案内もありますが正副会長は幹事会の構成員になるべきです。幹事会の進行役をつとめるかどうかは別にして、推進会議全体の流れを汲む上で必要な情報です。

むやみに会議の開催回数を増やすべきではないのですが、推進会議内で取り組んだまちづくりワークショップなどの意見や課題抽出の機会は重要で、推進会議とは分けて開催できる学習会を実施するなどの取り組みも有効だと考えます。

また、まちづくり推進会議がどのような会議で、何をしようとしているのかなどの広報が足りていませんでした。インターネットや広報さむかわなどで、寒川町自治基本条例について広く PR することも必要です。

・・・今後の方向性など・・・

自治基本条例を形骸化しないためにも、ひきつづき条例に基づいた他の条例や規則の整備が重要だと考えます。

また、市民活動サポートセンターのような、NPO やボランティア活動、まちづくり団体などの支援や活動拠点の整備は、課題として取り上げながら十分な議論をする時間をつくる事ができませんでした。寒川町自治基本条例の策定段階から具体化がのぞまれまていたもので、早急な取り組みが必要です。

自治基本条例内で別に定めることになっている住民投票条例についても、まずはそれを具体的にする準備が必要だと思いますが、現状の任期である 2 年の内に制定するには前述の会議開催回数などを充分考慮しなければなりません。

まちづくり推進会議は自治基本条例の推進状況をチェックする役割もあり、今後施行されるであろう「会議の公開」や「パブコメの手続き」の規則が開かれた町政のために正しく運用されているかチェックする必要があります。どのような仕組みでチェックする機能を果たすのか、方法を検討することも重要な課題であります。